法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
(株)NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11 ~ R7.7.18 10週+ 1か月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社NIPPOの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し当該業者が受注した工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。これらの工事においては、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定はされていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷に戻には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。当該業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。また、当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材が、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材が規プスファルト合材が規プスファルト合材が見合けによいて、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を世間によいて、「再生骨材を含むアスファルト合材」を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を使用がした。対はアスファルト合材」を使用がした。対はアスファルト合材」を使用がしていた。対はアスファルト合材」を使用がしていた。対はアスファルト合材では対した。対はアスファルト合材では対した。対はアスファルト合材が関ロによりでは、対していたが対していたが対しに対していたが対しますが対していたが対していたが対していたが対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対していたが対していたが対していたが対していたが対していたが対しに対していたが対していたが対していたが対しに対していたが対していたが対していたが対しに対していたが対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対していたが対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対していたが対していたが対していたが対しに対していたが対していたが対しに対していたが対しに対していたが対しに対しに対しに対しに対しに対していたが対しに対しに対していたが対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
鹿島道路(株)	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11 ~ R7.7.10 3か月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	鹿島道路株式会社は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材が規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」して工事を行っていたことが判明した。当該業者の合材製造所長等は、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。また当該業者は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事において、アスファルト結ま工事に使用するアスファルト合材を自社ブラントで製造していた。また当該業者は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事において、アスファルト論装工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」をでは「新規アスファルト合材」を明示したうえで、当該工事の受注者に対し出荷していたことが判明した。アスファルト論装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していたことが判明した。アスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、こちも再生骨材が用いられることを容認していた。四国地方整備局では土佐国道事務所発注の令和4年度国道55号吉良川地区舗装外工事において「令和6年3月4日付けで引き渡しを受けている完成済み工事」であるが、国土交通省が実施した調査の結果、本工事においても設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていたことが発覚した。